

あやべ市民バス広告掲載取扱基準

株式会社 関西丸和ロジスティクス

第1条 (目的)

この基準は、綾部市のあやべ市民バスを広告媒体として活用し、企業間等との協働を図りつつ、綾部市の地域を支えあい、市民サービスの向上と、地域経済の活性化を目的として車内・外に掲載する広告の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

第2条 (基本方針)

広告の内容は、法律に定められたものと倫理性から逸脱しないものとする。

2 車両全面ラッピングについては、実施しないものとする。

第3条 (適合基準)

適合基準は、次のとおりとする。

- (1) 交通安全に配慮したデザインであり、京都府屋外広告条例に適合しているもの
- (2) 運行上の支障とならないもの
- (3) 公序良俗に反しないもの
- (4) 車両等の前部の窓に表示しないもの
- (5) 蛍光、発光、反射を伴う塗料及び材料を使用しないもの
- (6) 美観風致を害さないもの
- (7) 公衆に不快の念及び危害を与えるおそれのないもの
- (8) 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがないもの
- (9) 他を誹謗、中傷及び排斥しないもの
- (10) 原則1車両当たりの表示面積の合計が1平方メートル以下のもの

第4条 (協議事項)

次の事項については、事前に綾部市及び当社において協議をおこなうものとする。

- (1) あやべ市民バスとして利用者が識別困難なデザインに関する事
- (2) 社内取引先の同業他社の広告に関する事
- (3) 広告料の減免に関する事

第5条 (広告掲載基準)

広告媒体の広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 車外額面
- (2) 車内額面
- (3) 車内配布チラシ、冊子

第6条 (広告規格等)

広告の規格及び広告料は、別表1のとおりとし、広告料については、当社が指定する期日までに振り込むものとする。

第7条 (広告掲載方法)

車外について、剥離が可能なマグネット素材の広告看板を貼付する方法で行い、車体に直接塗装する方法は認められない。

- 2 車内について、別表1の印刷物規格サイズに沿ったものを額面に掲載する。
- 3 配布のチラシ、冊子については指定の場所に設置する。

第8条 (広告期間)

広告を掲載する期間は1か月単位とし、広告主が希望する期間とする。

第9条 (広告募集)

広告掲載を希望する者は、車両広告掲載申込書により申し込むものとする。

第10条 (広告の決定)

前条の規定による申し込みがあった場合は、当社において、第3条の適合基準に照らし、審査し掲載の可否を決定する。

- 2 広告掲載の可否を決定したときは、当社から希望者へ広告掲載決定通知書にて通知する。
- 3 広告掲載が決定した場合、双方合意のもと契約書にて契約の締結をおこなう。

第11条 (広告の製作及び撤去)

掲載する広告の製作及び撤去に関する費用は、広告主が負担する。

第12条 (免責)

天災、事故、その他当社の責めに帰さない理由により、広告を掲載した車両が運行出来ない場合、その責めを負わない。

- 2 当社の責めに帰さない理由による広告の破損、盗難等については、その責めを負わない。

第13条 (広告の掲載の取り下げ)

広告主は、自己の都合により、書面を添えてバスへの広告の掲載の取り下げを申し出ることが出来る。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

第14条 (疑義の協議)

この基準に定められない事項について、疑義が生じた場合は、綾部市及び当社において協議の上、解決を図るものとする。

附 則

第1条 (基準の施行)

本基準は平成25年1月30日から施行する。

別表1 (第7条、第8条関係)

区分	広告掲載箇所	車両	サイズ	広告料単価 (1か月1台)	備考
車内	運転席背面	中型	B3	1,500円	-
		マイクロ			-
		コンピューター	A3		-
	窓上額面ポスター	中型	B3	1,500円	-
		マイクロ	A3		-
		コンピューター			-
配布チラシ、冊子	全車	A4又は、A3 二つ折り	1,000円	50枚1束	
車外	マグネット小	全車	25×25	2,500円	-
	マグネット大	全車	50×50	5,000円	-
	マグネット特大	中型	30×100	7,500円	車両後部

*車両台数 (中型：2台、マイクロ：3台、コンピューター：4台)

*消費税は含んでおりません。

*掲載料金のみで、製作費は含んでおりません。